



観光産業課長 在 仲 靖 二

建設課長 楠 本 定

水道課長 村 上 茂

総務課副課長 仲 紀 彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 網 野 宏 行

事務局主査 青 木 徳 之

事務局主査 疋 田 晋 一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件については、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮のほどをよろしくお願いいたします。

また、傍聴者の皆様をお願いをいたします。傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから平成29年第4回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

8番引地稔治君、9番亀井二三男君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る11月22日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は、8件です。内訳ですが、条例1件、条例改正1件、補正予算6件となっております。

会期は、本日27日から12月4日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

なお、追加議案の予定はございません。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） ただいま委員長報告のとおり、会期は本日から12月4日までの8日間にし  
たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から12月4日までの8日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成29年第4回定例会を招集しましたところ、議員各位には何かと御多用中であるにもかかわりませず御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

議題とすべき諸議案の概要について御説明を申し上げるに先立ち、諸報告を行います。

去る10月22日に襲来しました台風21号につきましては、勝浦地区を中心として床上浸水5世帯、床下浸水103世帯の住家被害があり、道路、河川、林道においても各地区において被害を受けております。

そのほか、世界遺産、熊野古道大雲取越え、石倉峠において土砂崩れが発生し、峠付近で幅30メートル、長さ200メートルにわたり土砂が古道を覆っております。現在、土砂崩れの起きた場所の地盤が不安定で様子を見ている状況でございまして、復旧までにはかなりの期間を要すると考えられています。

なお、この場所は10月23日から通行どめにしておりましたが、林道を迂回路として11月2日より通行できるようになっております。

小匠防災ため池施設であります。小匠ダムでは平成23年の紀伊半島大水害以来の記録的な豪雨となり、保水能力の限界を超え、やむを得ずダムからの非常放水を行う結果となりましたが、今後もダムの管理につきましては、県の御指導、御支援を仰ぎながら的確な対応を行ってまいり所存でございます。

また、緊急的な措置として、予備費を充用し、災害対策の費用に充てております。

なお、今議会におきましても災害復旧関係の補正予算を上程しておりますが、本町におきましては幸いにして人的被害がなかったとはいえ、今回の災害により多くの住宅のほか、道路や河川等に多大な被害をこうむることとなりました。ここに改めて台風21号の豪雨により被害に遭われました地域の皆様に謹んでお見舞いを申し上げる次第でございます。

次に、新病院建設事業は病院棟の工事がおおむね完了し、外構工事も最終仕上げの段階を迎えています。今後は、各種検査を中心に現場を進められ、いよいよ工期内完成の見通しが立ってまいりました。

これまで順調に工事を進めることができましたのは、ひとえに地域の皆様方の御理解と御協力のたまものであると感謝いたしております。

水産関係です。

にぎわい拠点施設整備事業におきましては、10月11日に本体工事を着工し、11月初旬に整地、11月中旬には基礎配筋工事が完了し、現在基礎コンクリート工事並びに基礎内配管工事が進行しております。

また、屋根及び金属工事と鋼製建具工事も並行して発注、製作期間に入っております。

次に、本議会に提案しております議件の概要について説明いたします。

本議会に御審議をお願いいたします案件は、8件であります。

その内訳は、条例の制定1件、一部改正1件、平成29年度補正予算6件となっております。

議案第68号那智勝浦町立温泉病院医療・運営諮問委員会設置条例については、地域医療に関する有識者から町立温泉病院の運営や地域医療への取り組みに対する助言、提言をいただくことを目的とする諮問委員会を新たに設置するため、条例を制定するものであります。

議案第69号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、議案第68号で上程します諮問委員会委員の報酬を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、平成29年度一般会計補正予算であり、歳入歳出それぞれ1億1,608万5,000円を増額し、予算総額を89億8,219万1,000円とするものであります。その主なものといたしまして、ふるさと納税に係る返礼品、台風21号による災害復旧事業、人事異動に伴う人件費の調整などとなっております。

議案第71号から議案第75号は、国民健康保険事業費特別会計、下水道事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、水道事業会計、病院事業会計に係る平成29年度補正予算であります。

それぞれ、その主なものといたしましては人事異動に伴う人件費の調整であり、国民健康保険事業では前期・後期高齢者支援金等の補正、介護保険事業では保険給付費等の補正、病院事業会計では新病院移転費用の補正、医療・運営諮問委員会の報酬の補正をお願いするものであります。

以上が本議会に提案いたしました8件の概要であります。その詳細につきましては担当課長より説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第68号 那智勝浦町立温泉病院医療・運営諮問委員会設置条例

日程第5 議案第69号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第68号那智勝浦町立温泉病院医療・運営諮問委員会設置条例及び日程第5、議案第69号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第68号につきまして御説明いたします。

〔議案第68号朗読〕

次のページをお願いいたします。

この条例につきましては、町立温泉病院の新病院開院を間近に控え、新病院への円滑な移行と病院収益の確保等を目的に、地域医療に精通した学識経験者から助言、提言をいただく委員会を組織するため制定するものです。

第1条では、町立温泉病院の運営及び地域医療への取り組みについて円滑に遂行するため、那智勝浦町立温泉病院医療・運営諮問委員会を置くとしております。

第2条では、所掌事項として、委員会は、町長の諮問に応じ、病院運営等に関する事項を審議し、町長に意見を具申するものとするとしております。病院運営に関することを中心に、地域医療機関としての役割や責任、地域医療のあり方等について助言いただくものです。

第3条では、委員会は、学識経験を有する者または関係行政機関の職員の中から町長が委嘱する6人以内の委員をもって組織するとしております。

また、第2項では、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは解職されるものとするとしております。

構成委員の案といたしまして、京都府立医科大学整形外科教授で日本リハビリテーション医学会理事長の久保先生、和歌山県立医科大学整形外科教授の山田先生、和歌山ろうさい病院院長の南條先生、和歌山大学リハビリテーション科教授でスポーツ・温泉医学研究所所長の田島先生、そして新宮保健所の形部保健所長の5人の方をお願いしたいと考えております。

第4条では、委員長の設定及びその権限について定めております。

第5条では、委員会は委員長が招集するとしております。委員会の開催につきましては、それぞれの委員の方々、多忙な方でもありますので毎月お集まりいただくというのは難しいかと思えます。毎月の病院の経営状況等を書類で報告し、それに対するコメントを毎月いただき、委員会は3カ月に1回程度の開催になるものと考えております。

第6条では、委員会の庶務は病院事務局において処理するとしております。

第7条では、委員の報酬及び費用弁償は特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給することができるとしております。

5人の委員のうち、和歌山ろうさい病院院長の南條先生、和歌山県立医科大学の田島先生は、毎月当院での診療もしていただいておりますので報酬も支払っておりますので、この委員会の報酬はなしということで御了解いただいております。新宮保健所の形部保健所長も、県職員でありますので報酬はなしで御了解いただいております。京都府立医科大学の久保先生

と和歌山県立医科大学の山田先生のお二人につきましては、この委員会の報酬をお支払いしたいと考えております。

第8条では、この条例で定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は平成29年12月1日から施行するものでございます。

この委員会を組織することにより、新病院の主たる診療科である内科、整形外科、リハビリテーション科の診療についてさまざまな助言、提言を受けられるものと考えております。

また、京都府立医科大学や和歌山県立医科大学との関係性を深めていくことにもつながり、今後の町立温泉病院の運営に大きくプラスになるものと思います。

議案第68号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第69号について御説明いたします。

[議案第69号朗読]

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、先ほど御説明いたしました議案第68号の那智勝浦町立温泉病院医療・運営諮問委員会委員月額10万円を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成29年12月1日から施行するものでございます。

資料の新旧対照表をお願いいたします。

別表第1の報酬額表です。右欄が改正前、左欄が改正後となっております。区分、那智勝浦町立温泉病院運営対策審議会委員、報酬の額日額3,500円の次に那智勝浦町立温泉病院医療・運営諮問委員会委員月額10万円を追加しております。

議案第68号でも御説明いたしましたが、那智勝浦町立温泉病院医療・運営諮問委員会委員に5人の方をお願いしたいと考えており、そのうち京都府立医科大学と和歌山県立医科大学整形外科教授の2名に対する報酬です。10万円の単価につきましては、大学教授クラスの方に病院で診察していただいた場合、1日当たり12万円をお支払いしております。この数字を参考に月額10万円としております。

なお、議案第75号の町立温泉病院事業会計補正予算におきまして、諮問委員会委員報酬として2名分80万円の予算をお願いしております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第68号及び議案第69号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） お伺いしたいことがあって、これ委員こちらで今決めてますよね、5名の方。ほんで、南條先生、労災病院の院長されてますけど、これ和歌山県立がほとんどうちの病院の場合は派遣してくれていますよね、県立医大の学長とかそういう方に関してもこういうことは報告しているんですか。それだけお伺いします。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

和歌山県立医科大学の岡村学長でございますが、こちらからは直接はまだお願いはできてないのですが、整形外科の山田教授に就任をお願いするに当たりまして、山田教授のほうから学長にも相談していただいております。御了解はいただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 間接的に了解を得ているわけですね。ある程度、本人、直接的にも伝えておくのがいいんじゃないんですか。そのほうが、直接的な報告というのもしておくほうが、了解をいただくのが僕は間違いないと思いますけど、そこら辺どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

確かに事前に御相談させていただくことも大事かということを考えてんですが、今回条例の制定ということがありますので、条例を御可決いただいた後、速やかにお願いに上がるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7 番曾根君。

○7 番（曾根和仁君） 1 点だけ、念押しのための確認のような質疑になりますが、今事務長からの説明だと当然この委員会を設けるといことが病院の円滑な運営という言葉がありましたけれども、それ医師の確保ができるという意味でのそういう運営につながるということだと思ふ、そう考えたいんですけど、さっき事務長からの言葉には医師の確保ができるというそういう言葉が聞かれなかったんで、それに確実につながるものかどうかということ伺いたいです。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

先ほどの私の説明の中で京都府立医科大学あるいは和歌山県立医科大学との関係性を深めていくことにつながる、そして今後の町立温泉病院の運営に大きくプラスするものというふうに御説明いたしております。それが直接医師の確保につながるという部分につきましては確約できるものではございませんが、より関係性を深めていき、大学の教授の先生に町立温泉病院の状況を把握しておいていただくということで医師の派遣にもつながっていければというふうな希望はございます。

現時点では確約というところまで行きませんが、その中で大学のほうにも要望にも行き、医師の確保につなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかにございませんか。

8 番引地君。

○8番（引地稔治君） この病院の経営というのは今後那智勝浦町にとって大事なものとというのは非常にわかるんですけど、この病院の収益に委員会がどれぐらいの費用対効果というのが見込めるのかということのも心配な面もあるんです。

そして、これ4月から開業です、これが12月1日から施行されるという、この12月1日から開院の前の準備に当たってもいろんな助言とかいただいたりそういうためにやと思うんですけど、そもそもこういう委員会を立ち上げられるというのはどれだけ本当に病院経営にプラスに、収益事業にどれだけプラスになるのかとか、なかなか答えにくい面もあると思うんですけど、どのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

この委員会を立ち上げることによってどのような効果があるのか、数値的なところでこういう効果があるということをお説明できればいいのですが、今のところそこまでは未知数なものがありましてお伝えできませんが、これまでも今回委員にお願いすることを予定している皆様方とお話しする中でも那智勝浦町の病院運営につきましての意見を少しいただいたこともございます。

例えば、現在内科、整形外科、リハビリテーション科が主たる診療科となっておりますが、内科の1人当たりの入院単価等を見ていただいたときに、この病院の規模ではもっと上げることができるんじゃないかなということで、単価的には月額3万円を切っているときに3万5,000円ぐらいまでは行けるんじゃないか、そういう医療の仕方もできるんじゃないかといったことも以前の話の中でお話ししたこともございます。

そういった具体的に医療の現場に携わっている方々に収益の上がる診療の仕方というのを今後具体的なところで御助言いただけるということを期待しております。そのための委員会として設置していきたいということで、それで病院の収益につなげていきたいと考えております。

新病院につきましては大きな起債を受けて建てておりますので、今後償還等もしていかなければなりません。新病院の診療が順調にいくように、今の12月の段階からいろいろ意見をいただいて新病院へのスムーズな移行、そして収益の上がる体制づくりをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第68号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第69号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第69号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第70号 平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第70号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第70号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,608万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億8,219万1,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額88億6,610万6,000円に、補正額で1億1,608万5,000円を追加し、計で89億8,219万1,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の議会費から5ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的欄、現年単独災害復旧事業で570万円を増額し、補正後の限度額の計を17億7,068万2,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の8ページの歳出について、それぞれ1億1,608万5,000円の増額をお願いしてございます。

8ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金232万7,000円、地方債570万円、その他2,613万4,000円、一般財源は8,192万4,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

総務課の関係でございます。

2、歳入でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額は8,192万4,000円の追加で、計で30億2,466万8,000円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。

款17寄附金、目2総務費寄附金、節1那智の滝源流水資源保全事業基金寄附金2,600万円につきましては、ふるさと納税による寄附金の増額分を見込み計上させていただいております。

12ページをお願いいたします。

款21町債、目9災害復旧債、補正額570万円は、説明欄記載の災害復旧事業の財源としてお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

まず、人件費の補正についてでございます。

款1議会費の目1議会費から、32ページの款9教育費の目1社会教育費までの各科目の節2給料、節3職員手当等、節4共済費について、人事異動等により過不足が生じていますので、その分の人件費の調整を今回の補正でお願いしてございます。

また、各科目における人事異動等における人件費の補正については説明を省略させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、目1一般管理費の節2給料から節4の共済費につきましては、先ほど申し上げました人事異動等により人件費の調整となっておりますが、節3の職員手当等のうち、説明欄の上から4段目の超勤手当90万円につきましては、復興祈念の演奏会を初めとした企画関係の新規事業等に係る超勤手当の増額をお願いしてございます。

また、節4の共済費2,469万円は、職員共済組合負担金の追加費用分として2,498万9,000円の増額と、人事異動等の調整分として29万9,000円の減額となっております。

なお、職員共済組合負担金の追加費用分につきましては、当初予算の計上誤りによります補正を今回お願いするもので、今後も予算計上に当たりましては十分精査し計上するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

目3財産管理費の節13委託料53万円は、台風21号に伴う町有施設内の倒木の処理業務の費用をお願いするものでございます。

目7企画費の節11需用費2,132万3,000円は、歳入において増額補正させていただいたふるさと納税に係る寄附金について、寄附をしていただいた方への謝礼品の費用をお願いするものでございます。

20ページをお願いいたします。

款4衛生費、目9病院費の節28繰出金365万円につきましては、説明欄記載の町立温泉病院事業会計への繰出金でございます。

29ページをお願いいたします。

款7土木費、目3下水道事業費の節28繰出金138万4,000円につきましては、説明欄記載の下水道事業費特別会計への繰出金でございます。

30ページをお願いいたします。

款8消防費、目5災害対策費、補正額201万4,000円の増額をお願いしてございます。

節3職員手当等141万4,000円につきましては、台風21号等に係る防災業務に従事した職員の超勤手当及び管理職員特別勤務手当でございます。

節11需用費60万円につきましては、浦神東地区の区民会館の建てかえに伴い支障となります防災行政無線の支柱の移転費用とその機器の修繕料をお願いするものでございます。

34ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費の補正額2,600万円は、歳入において説明させていただきましたふるさと納税に係る寄附金について、備考欄記載の基金に積み立てるものでございます。

35ページをお願いいたします。

このページと次の36ページに補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項3委託金、目2民生費委託金、補正額177万2,000円は、説明欄記載の基礎年金等事務費交付金で、年金機構への異動届の様式が現在の紙媒体によるものから電子媒体

による報告が可能となったためシステム改修が必要となったこと、また平成30年3月より個人番号による届け出書の運用が開始されることに伴い、届け出書様式が現在の任意様式から統一様式に改められることによりましてシステム改修が必要となるため、これに要する経費を受け入れるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目2国民年金事務費、節区分13委託料177万2,000円は、説明欄に記載の電算システム改修業務委託で、歳入において説明させていただきました国民年金システムの改修を行うものでございます。このシステム改修に必要となる費用の財源としましては、全額国費となっております。

住民課の関係の説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段の款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節区分3手話奉仕員養成研修事業費負担金13万4,000円につきましては、障害者総合支援法に基づき各市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つで、東牟婁郡内の町村共同で実施しております手話奉仕員養成講座に係る費用を賄うための各町村からの均等に案分した分担金を受け入れるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節区分3子ども・子育て支援推進費補助金30万円の増額につきましては、保育士等の処遇改善関係事業に係る補助金で、処遇改善加算適用対応のための電算システム改修に係る10分の10の国の補助金でございます。

節区分4障害者総合支援事業費補助金38万9,000円の増額につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正に関する法律が平成30年4月施行となることから、その制度改正に伴うシステム改修に係るもので2分の1の国庫補助金でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、3段目の目3老人福祉費、節区分15工事請負費97万6,000円の増額につきましては、町内天満にございます老人憩いの家の給湯設備の改修費用をお願いするものでございます。現在、老人憩いの家の浴槽に張るお湯につきましては町立温泉病院で使用している温泉水を利用しているところでございますが、4月から温泉病院が移転いたします関係で水道水に切りかえるものでございます。

節区分28繰出金の376万6,000円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計へ繰り出すものでございますが、人事異動に伴う人件費の減額により補正をお願いするものでござい

す。

18ページをお願いいたします。

目7障害者福祉費、節区分8報償費15万円につきましては、歳入で説明いたしましたが障害者総合支援法に基づき各市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つである手話奉仕員養成研修事業を東牟婁郡内の町村共同で実施しているものでございます。今年度は本町教育センターを会場として、日常生活会話程度の手話表現技術の取得を目指して厚生労働省の定めたカリキュラムに沿った研修を実施しており、その講師料としてお願いするものでございます。

節区分13委託料77万8,000円につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月に施行となることから、その制度改正に伴うシステム改修を国の2分の1の補助を受けて実施するものでございます。

19ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節区分13委託料30万円の増額につきましては、保育士等の処遇改善関係事業に係る補助金で、処遇改善加算適用対応のための電算システム改修に係る10分の10の国の補助金でございます。

節区分23償還金、利子及び割引料、補正額264万9,000円の増額につきましては、平成28年度子どものための教育・保育給付費負担金の実績額確定に伴う返還金として国費34万3,000円、県費17万2,000円で、また平成28年度子ども・子育て支援交付金の実績額確定に伴う返還金が国費、県費とも106万7,000円となっております。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節18耕作者集積協力金補助金2万9,000円につきましては、協力金交付事業費の100%を受け入れるものでございます。

目5商工費補助金、節2観光施設整備補助金、三角の16万3,000円につきましては、地蔵茶屋公衆トイレ改修工事の増額分と円満地公園公衆トイレ改修工事の減額分に係る県補助金の補正をお願いするものでございます。この2カ所のトイレの改修工事につきましては当初で予算を御可決していただいているところでございますが、当初予算編成の際に参考見積もりをいたしました業者が倒産したこともあり、見積入札の結果、予算額内の入札がなく、歳出予算が不足となっております。また、県補助金につきましても増額する予算がないとの回答がございましたので、県との協議の結果、本年度は地蔵茶屋のみを改修いたしまして、円満地公園につきましては来年度に先送りをすることにより県補助金の交付率2分の1を確保できることとなりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金の2万9,000円につきましては、農地中間管理機構に農地を貸し付けている方に対する交付金で、農地を10年以上貸し付けて、なおかつその農地が機構から農家に貸し付けられていることが条件となっております。今回の交付対象者は3名で、対象面積は29アールでございます。

次のページ、23ページをお願いいたします。

項2林業費、目2林業振興費、節15工事請負費のマイナス94万5,000円につきましては、先ほど歳入で御説明いたしましたとおり、円満地公園公衆トイレ改修工事の全額を減額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目1観光総務費、節13委託料の509万7,000円につきましては、10月22日の台風21号により県道那智山勝浦線の奥の院駐車場前付近が崩落いたしまして、現在観光バス等の大型車両が通行できない状態となっております。このため、滝前駐車場に観光バスが滞留しないように大門坂駐車場や曼荼羅の郷河川公園に誘導する必要がありますので、この警備の委託料の12月から3月末までの4カ月分の補正をお願いするものでございます。

なお、11月末までの期間の委託料につきましては予備費を充用させていただいております。

次に、節19負担金、補助及び交付金90万円につきましては、やる気観光地魅力アップ協働事業補助金の増額をお願いするものでございます。増額の理由といたしましては、ブルービーチ那智で実施いたしましたエアスライダー設置事業の委託料の増額、また実施期間中の天候不良による利用料の減でございます。委託料につきましては、前年度と同じ3社に見積もりをいたしましたところ、最も安い業者の見積金額で前年度より53万円の増加となりました。また、利用者につきましては延べ8,100人で、前年度より2,649人の減、有料の利用者数が1,083人で前年度より583人減少しております。この結果、利用料につきましては29万1,500円の減少となっております。年度末までマグロの解体ショーなど県補助金対象事業の実施を予定しておりますので、今回不足分の補正をお願いするものでございます。

次に、目2観光振興費、節15工事請負費の62万円につきましては、先ほど歳入で説明いたしました地蔵茶屋の公衆トイレ改修工事につきまして増額をお願いするものでございます。和式便器の洋式化3基、小便器自動洗浄化2基の改修で、補正後の総額は145万円でございます。

33ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費の300万円につきましては、10月22日の台風21号に係る用水路1件、林道3件の災害復旧工事でございます。

観光産業課関係資料をおつけしておりますので、そちらをごらんください。

西中野川地内で用水路の土砂撤去が1件、林道につきましては高野線、小匠小森川線で土砂撤去、狗子ノ川高津気線で路側の欠損の合計3件でございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

27ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目2大谷地区残土処理場整備事業費、補正額500万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の搬入路道路整備工事でございます。台風と前線によります集中豪雨で大谷地区残土処理場への進入道路の路側側の盛り土が崩落いたしております。今現在、車道側には影響が出ていませんが、このままですと車道部が決壊し、国の砂防事業、県の災害復旧事業の残土が搬入できなくなりますので、路側部分の盛り土構築、土どめ構造物設置及び路面水が直接路肩盛り土に流入しないよう、アスカーブ等で車道部を整備する工事費をお願いするものでございます。

33ページをお願いします。下段でございます。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額2,597万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料1,277万円でございます。

お手元に配付させていただいております平成29年度第4回定例会補正予算資料4ページに記載の町道西中野川線で1カ所、町道二河仙長線で2カ所、町道高津気線1カ所、大字高津気地内の長野川1カ所、同じく高津気地内の大谷川で3カ所、町道井谷1号線1カ所、大字川関地内の井谷川1カ所、合計10カ所分の国庫補助金によります公共土木施設災害復旧事業の災害査定に係る測量設計業務委託料をお願いするものでございます。10月21日から23日にかけての台風21号と前線によります集中豪雨で発生しました道路5件、河川5件の被害報告額、概算で1億4,980万円に対する国の災害査定に必要な調査及び測量設計データ等の資料作成業務でございます。

お手元に配付させていただいております建設課関係資料の1枚目、A3サイズ縦の位置図をごらんください。

小さな赤色丸をつけたところが12月下旬から実施されます国土交通省、財務省によります災害査定箇所でございます。

続きまして、節区分15工事請負費1,320万円につきましては、同じくお手元に配付させていただいております平成29年度第4回定例会補正予算資料4ページに記載の長野川、振ヶ瀬川、井谷川、橋ノ川川が各1件、井鹿排水路が2件、南大居排水路、大谷川、狗子ノ川川、町道蛭子御殿場線、町道狗子ノ川線、町道長谷1号線、町道川関12号線で各1件、町道二河仙長線で2件、町道南大居8号線、5号線が各1件、町道築紫土光作線、南大居の尾ノ谷川で各2件、町道中里4号線、5号線、中里排水路が各1件、中里地内の尾ノ谷川で2件、中里川が3件、町道庄4号線、町道下里平見線、粉白川、下地川、田無川、町道西中野川線の橋梁で各1件、合計35件分、規模の小さい災害現場の復旧工事費をお願いするものでございます。

台風21号と秋雨前線によります集中豪雨で町内各所の消火栓や町道におきまして国庫補助の対象にならない小規模な災害あるいは災害復旧事業の適用外となる工種の災害現場が多数発生しましたが、そのうち現場が民地に隣接しているところや河川が土砂で埋塞している箇所及び河床が洗掘され護岸が決壊するおそれのあるところなど、早急に対応しなければならない現場の復旧工事を予定してございます。

施工箇所につきましては建設課関係資料の2枚目、A3サイズ縦の位置図に赤色丸をつけたところが今回の工事箇所でございます。

建設課の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） 消防関係につきまして御説明申し上げます。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節区分下段18備品購入費の消防備品の補正額96万5,000円につきましては、消防活動に使用します化学防護服に54万3,000円、救急活動に使用します患者さんの呼吸を監視するモニターに42万2,000円の補正をお願いさせていただくものでございます。

関係資料をつけさせていただいております。関係資料をもとに御説明させていただきます。資料のほうをお願いいたします。

まず、化学防護服ですが、有毒ガス等が発生した現場活動時、隊員の安全を確保するため着る装備品として平成12年から平成13年にかけて購入しました3着を配備しています。

1枚めくっていただきまして、そのうち2着が訓練中に経年による劣化が要因と考えられます破損が起き、メーカーに修理の問い合わせをしたところ、製造後16年から17年経過しているため修理不可との回答がありました。そのため、化学防護服の気密が保てず、有害なガスや液体等が発生した環境下での活動ができない状況となっております。また、同時期購入のもう一着も劣化が進んでいることも推測されますことから、隊としての安全活動上、3着を要望させていただくものでございます。

もう一枚めくっていただきましたところに添付させていただいておりますのが今回要望させていただきます化学防護服でございます。10年保管が可能で、現在の化学防護服同様、空気呼吸器を背負って装着し、吐く呼気で内圧を高くする機能は現有するものと同様となっております。

なお、これまでの訓練等におきましては目視では劣化が認められないものの、耐用年数が過ぎ、順次更新整備を計画しなければならないときにこのような形となり、大変申しわけなく思っています。今後の更新整備には十分留意していかなければと考えてございます。

続きまして、救急車に積載しています患者呼吸監視モニターでございます。

化学防護服から1枚めくっていただきまして、救急車内の患者さんの頭部付近にいつでも持ち運びできるように積載しています資機材で、救急救命士の特定行為であります気管挿管を行

う際、訓練人形を使った添付写真のように使用し、換気の状態が良好に保たれているかモニター画面を通して把握できるようになっていまして、配備されています高規格救急車2台にそれぞれ積載していました。

もう一枚めくっていただきまして、2台ございますうちの1台、その資機材は平成22年3月に配備されました高規格救急車の積載品として購入していましたが、先月の始業点検時に監視モニター画面が正常に機能しなくなっているのを発見いたしました。このことを受けまして、救急活動に支障を来さないよう即時修理に係る見積もりを依頼しましたところ、予想以上にふぐあいが多く発生しているとのことで多額の見積額が提示されました。現在は見積もりを依頼していましたが取扱業者から無償貸出機器を借り受け、運用してございますが、無償貸出期間が年内いっぱいであり、早期の対応を検討しました結果、当該機器の経年と耐用年数から、修理した場合でも後に他の箇所も発生する可能性を否定できず、新規購入させていただくことにより救急活動に備えたく要望させていただいたものでございます。

消防関係は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明いたします。

32ページをお願いいたします。

款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費では、人事異動に伴うもののほかに、節3職員手当等の4段目、超勤手当75万円の増額をお願いするものです。新たに実施の復興コンサートなどの関係で今回お願いをさせていただいております。

続きまして、目5図書館運営費、補正額207万3,000円は、節7賃金で臨時雇賃金の補正をお願いいたしております。職員が育休に入ったことによる補充となっております。

教育委員会の関係は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 休憩します。再開11時。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時39分 休憩

10時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

質疑を行います。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） お伺いします。

今の補正予算の説明の中で、災害等が多かった中で急を要するものに予備費を利用されたということは私これは理解できるんですけど、その内容がどんなものが急を要する工事として発注されたか、そういったことをお聞きします。

それから、この県道那智山線、町長さん、この崩落災害は県の事業であると思われんですけど、ですからこの予算にはないことは各担当課長は説明はないと思いますけど、これ我々にも

那智山崩落の現場の今後の状況等々は、やはり先ほど諸報告お聞きさせていただきましたけれども、いろいろな災害状況を報告された中でこの県道の進捗、今後どのような形になっていくか、これは諸報告でお伺いしたかった、言われるかなと思ったらそれもなかったものですから、その点、どういった形の中でいくか。

先日も遠来から那智山へ合格祈願に来たら、入ったら大きな崩れがあったということでありました。そういった形で私ども聞かれましても、崩れてある、いつまでにどうこうという説明ができなかったということがありますので、その点お聞きします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

台風21号に係る緊急を要する費用に係る分として今回予備費のほうを充当させていただきました。中身といたしましては、那智山の滝前駐車場の警備委託、これが153万円ほど充用しております。10月、11月分の警備をお願いしております。また、曼荼羅の郷河川公園整備工事をして256万円ほど場内整備、また舗装を行ってございます。

それから、サンタ前の町道の崩落ですけれども、その緊急の災害に対する工事を500万円ほど充用しております。

それから、住民課の関係になりますけれども、浄化槽と、またし尿のくみ取り業務委託ということで70万円ほど充用させていただいております。合計979万円ほど今回充用させていただきました。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 先ほど総務課長のほうから朝日10号線の災害復旧に係る工事の説明がございましたが、緊急を要する現場でありましたので予備費を使い、さらに陥没が広がらないよう仮設工事を10月24日に完了し、今現在水路の復旧工事を行っております。11月2日から仮設電気の申請等の準備に着手しまして、工期としましては12月15日ですけれども、天候にもよりますけれども12月4日ごろまでには埋め戻して通行どめの解除を予定しております。

そして、那智山の県道でございますが、那智山勝浦線、確かに今現在路肩が崩落しております。片側通行のため大型車両等は進入できておりません。今後の予定としましては、和歌山県に問い合わせ聞いたところ、12月下旬にやはり公共災害の災害査定を受けまして、1月ごろに工事を発注し、2月ごろ着手、そして約6カ月ぐらい、来年の8月ぐらいまでは工事はかかるのではないかとということでございます。

町道にいたしましても県道にいたしましても、通行どめ等で住民の方、またはいろいろな方に御迷惑をおかけしております。申しわけございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、総務課長、また建設課長から答弁あったように、これは十分理解のできる予備費の充用やということでもあります。早急に今の言う、特に朝日10号線は周辺住民の

みならず大きな主要道路の一つとっておりますので早急な完成をしていただきたいということで、今報告を受けたので理解をします。

ただ単に今先ほどの説明、当初の最初の説明の中ではこういうのが詳しくわからなかったもので、そういったことも踏まえて、また那智山線についても、たとえ県道であっても観光業者、また観光客、いろいろありますので周知をしていただきたい、そのように思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） ただいまの御指摘のとおり、住民の方あるいは皆様にいろいろと御迷惑あるいは御影響をおかけするような現場につきましては、県道であろうと国道であろうと町道であろうと周知をさせていただきたいと思っておりますので御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 14ページ、目7企画費、節11需用費でふるさと納税の分でこの2,132万3,000円、2,600万円の寄附に対して2,132万3,000円の需用費が出ているんですけど、これに対しての内訳をお伺いしたいんです。

あともう一つ、ページ17の目3老人福祉費、老人憩いの家温泉設備改修工事、ここを水道に変えていくということ、今までは町立病院のやつを使っていたというのが水道水に変えていきますという工事らしいんですけど、ここもお伺いします。そのまま温泉を使うんじゃなくて、水道水で今度ぬくめをするのかということをお伺いしたい1点です。

あと、それと教育委員会のほうの75万円やったかな、何かの内訳です、新規事業か何かといったものです、その内訳をお伺いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

企画費の需用費の消耗品に関する質問でございます。ふるさと納税の謝礼品ということで2,132万3,000円ほど増額補正させていただいております。ふるさと納税についてですけれども、27年度から28年度にかけまして寄附額が減ったということで、この新年度に入りまして担当のほうで何か工夫することがないかということで考えていただきまして、JTBさんのほうに委託させていただきました。そういう関係で増額してくるであろうという予測のもとで委託しておったんですけども、なかなか増額してこないような実績でございました。

そして、10月だったと思っておりますけれども、JTBさんのトラベルギフトというような商品をJTBさんのほうでさせていただきまして、その結果、10月から寄附額が増額しまして、また大口の寄附者もおりまして、今回寄附の増額を補正させていただきました。

また、この返礼品についてなんですけれども、28年度につきましては大体返礼率50%ということで返礼させていただきました。それは手数料並びに郵送料込みの50%でございました。今回はJTBさんのほうに委託したということもありますし、また総務省のほうからも返礼率を下げようじゃないですけども見直しということもありまして少し返礼率を下げました。

そういう関係で寄附額も減ったということもあったんですけども、今回トラベルギフト等に関しましては少し返礼率を上げまして、上げた関係で今回寄附額に対しての消耗品費という率が少し上がっております。

謝礼品を当初3,400万円ほど計上しておりましたけれども、今回5,500万円ほど見込みがありましたので、2,100万円余りの補正ということで、返礼率当初は50%にしておりましたけれども、今回見込みでは59%近くになるということでこのような結果で補正させていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 17ページ、老人憩いの家温泉設備改修工事についての御質問でございます。

こちら、老人憩いの家のお風呂につきましては、現状につきまして温度の低い温泉を町立温泉病院のほうでポンプアップいたしまして、そちらを温めて院内で使用しているということで、そちらの温めたお湯を憩いの家まで引っ張ってきて、そちらを浴槽のほうにためるお湯として利用させていただいておりますのが現状でございます。

結局、今のところ憩いの家サイドとしましては、ただで町立温泉病院で使用している温泉を利用させていただいているのが現状でございます。そちらにつきましては、4月以降温泉病院が移転します関係で今回温泉が利用できなくなりますので、新たに水道水を使用してお風呂に利用するという形で予算をお願いしておりますのでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 社会教育費の超勤の関係でございます。

今年度、先ほど御説明もさせていただきましたが佐渡裕さんのこころのビタミンプロジェクトという復興コンサートがございました。その関係で従事した職員の超勤というのと、また昨年まで観光産業課のほうで運営しておりました天空ハーフマラソンの事務の関係が教育委員会に來た関係で、前日の準備でありますとかそういったのが今回補正させていただいた主なものでございます。

また、スポーツ関係の行事、これが細々とした駆けっこ教室でありますとかスポレクの対応でありますとかそういったものも今回ふえている要因となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） このふるさと納税に関してですが、先ほど言ったようにかなり総務省のほうで返礼率のことをかなり国のほうもいろいろ問題視されてますので、これJTBのあれで上がってるんですが、利益を考えたら400万円ぐらいになってしまっているのここら辺もまたしっかり考えて対応してもらわないといけないと思うんですけど、そこら辺よろしくお願いいたします。

あと、この温泉をまた低い温泉のやつを持ってきてそれをぬくめて使うのやったらお金大分かかるんかい、やっぱりそれは。

それと、このコンサートの分、ほんで天空マラソン、スポーツ関係行事、これ大体何名ぐらいなんかだけお伺いします。この対象人数、超勤に対する。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） ふるさと納税に関しての返礼率等に関する質問でございます。

ふるさと納税に関しましては、先ほども総務省のほうからの指導があって返礼率のほうを下げたという説明をさせていただきました。そういう中で、ふるさと納税に関しましては28年度から29年度に増額するというような意気込みで取り組んでいたんですけども、返礼率を下げたということもありますし、他市町村の状況が返礼率が高返礼率のところもございましてなかなか過激な競争といえますかそういうふうなことになってきております。

うちのほうも、このままではふるさと納税が28年度よりもかなり減額してしまうということもあって、何か本当にふやさなければもう取り残されていくというふうな状況になってきておりました。ほんで、そういうことでJTBさんのほうからトラベルギフトというようなことも提案がありまして、一度そういうことを試してみようかという話でやらせていただいたんですけども、その結果、高額の納税の方もあった関係で今回ふるさと納税のほうが増額ということで増額補正させていただいた次第なんですけれども、補正に関しましては本当に先ほど言いましたように500万円ぐらいしか純粋な利益がございせんけれども、見込みでございましたら4,000万円程度の純粋な利益になるのかなと考えております。

なかなか簡単にはふるさと納税のほう増額というのは難しい状況で、今後とも来年に向けて何か対策等も考えていかなければならないと思っておりますけれども、返礼率ということも頭に入れながらまた考えさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 老人憩いの家の関係についてお答えいたします。

今後、現状のように温泉を利用する場合でございますが、今現在利用させていただいております町立温泉病院の機器等の形を全てやりかえる形になるということございまして、見込みといたしましては492万円程度の費用が発生するものというふうに見込んでございます。コンプレッサー、加圧ポンプ、それからポンプ小屋の設置、温泉タンクの設置等を加味いたしまして492万円程度の費用というふうな形で聞いてございます。

ただ、現在の温泉病院のあり方については今後まだ利用状況については未定ということでございますが、現在のまま利用することは難しいというふうなことで聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） それぞれの行事の人数でございますが、今手元に人数については持ち合わせございません。ただ、コンサートの支出見込みが約8万5,000円、そして天空マラソン

につきましては26万円ほどを予定しております。

コンサートにつきましては、当日の従事した人数が主なものでございます。天空マラソンにつきましては、ことし、前日マグロの振る舞い2,000食をさせていただきましたが、その2,000食分のバック詰め等の準備、そして当日の朝4時半ぐらいから那智勝浦道路を通行どめにするために配備させていただいた職員の分の超過勤務等をお願いしているところです。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 14ページの財産管理費の町有施設内支障倒木のこれ、どこでどんな内容なのかと、先ほどの老人憩いの家のやつなんですけど、今の町立病院の泉源を使っているの、全く憩いの家のほうで移転した後使わなかったら泉源というのはだめになるものじゃないのかなと思って。この町立病院の泉源の温度やったら、例えば水道水のお湯を足したら使えるとかそういうことも検討されているのかということ、朝日のサンタのこの災害復旧の予備費使ったやつ、あれもうちょっと詳しく、もう災害復旧のほうのこっちで上がってきてあるとか地図で載ってるとかというのは予備費使ったから載ってないんやと思うんですけどその辺と、もう一点がJTBのギフト、ふるさと納税のやつで、それは旅行券みたいなそういうやつなのか、それとも勝浦へ来ていただくみたいなそういうバックなのか、その辺をお聞きます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

14ページの目3の財産管理費の委託料の御質問でございます。これは台風21号によりまして倒木が町有地内でありましたので、大勝浦地内ほか町内5カ所の町有地に関して倒木の処理を委託するものでございます。

ふるさと納税に関してです。ふるさと納税のJTBのギフト券というのは旅行券のようなものでございまして、以前は町内の旅行券を返礼品として返しておりました。そういう町内の旅行券ということで以前からやっておったわけなんですけれども、なかなか町内の旅行券だけでは寄附額が集まらないということもありまして、JTBさんの旅行券ですけれども、町内、町外関係なくどこへでも行けるギフト券になりますけれども、それを導入させていただいて今は増額してきているというような状況でございます。

当然、町内の分もありますので、町内の分もそこには入ってございます。

あと、予備費に関しましては、サンタの前の崩落した現場なんですけれども、至急やっつけていかなければならないということで、担当課のほうとも協議しまして予備費のほうを充当させていただいてすぐに対処したような次第でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 17ページにございます老人福祉費、憩いの家の温泉設備改修工事についての御質問でございます。

現在、温泉病院に係りますところの泉源についてでございますが、今後の温泉病院の利用につきましてはまだ決まってない、未定というふうに聞いてございます。

また、憩いの家に現在のまま温泉を利用するというような形でございますが、1番議員さんの質問にもお答えさせていただいたとおりでございますが、現在の形で利用するに当たりましては費用がかなりかかるというようなことで試算してございます。

現在は温度の低い温泉を上げてまいりまして、それをボイラー2基で温めているというふうな形でございます。ただ、そのボイラーにつきましては2基ございまして、1基が昭和40年製、それからもう一つがリースであるということで、それから今回温泉病院に引くに当たっては当然全てボイラーも設置しなければならないというようなこと、それからボイラー技士の配置ということも必要になってくるというようなことで、今回水道水の利用ということで予算計上させていただいた次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 朝日10号線の工事の内容でございますけども、水路の復旧工としまして水路の中心距離が7.7メートル、掘削が25立方メートル、既設のコンクリートの取り壊しが18立方メートル、暗渠のコンクリート打設、これは復旧ですけども25立方メートル、その型枠が45平方メートル、埋め戻し体積が17立方メートル、そして路面の復旧アスファルト舗装が35平方メートルほどございますが、今現在の進捗としまして、掘削が終わり、既設の水路のコンクリートを取り壊しまして暗渠のコンクリートの打設を行っております。今週中に暗渠のふたに当たりますちょうばんの鉄筋コンクリートを設置し埋め戻し、今週中には路面は上まで仕上がる予定となっております。

なお、その後、復旧のアスファルト舗装をさせていただくこととなっております。

10号線の工事の概要については以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 旅行券ですか、返礼品で。結局、返礼率というのは全体の返礼率が下がったら返礼率というのは今50%というの返礼率ということで、ほかは40%にしてそのJTBのギフトだけは返礼率が高いと言われてたんですけども、その辺はトータルで返礼率がこのくらいやというたらそれで国の指導のように返礼率を下げようということになるのかなというのが1点と、憩いの家の温泉なんですけど、温泉施設でも低い温度の温泉に水道水でつくったお湯を足して温泉施設をやられているところがあるんですけど、町立病院の泉源を利用して、低い温度なんでただの真水のお湯を足してそのままではできないのかなというのが1点と、もう一点はサンタの前なんですけど、大きな雨が降ったら流量が多分もう許容範囲を超えてあるからああいうふうに、ここ20年で10回ぐらい陥没していると思うんですけど、例えばマンホールをつけて、どうしようもないときはマンホールのほうから抜けるとか、また同じようなことがあったらもう大変なことになると思うんですけど、その辺を検討されてあるのか。済みませんが3つ。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 過去から何度か陥没がありましたが、今までの陥没につきましては比較的小さいものでございまして、今回につきましては10月の集中豪雨、台風の大雨によります陥没でございます。確かに老朽化した構造物でありまして、水路の継ぎ目や床板と水路とのすき間から内部の水が外側に漏れ出し、周りが空洞となり水路の破壊が起こったのではないかと推測してございます。

今までは、天満の駿田川の方面から国道を横断して直接サンタのところにある水路に直角にぶつかっておりましたのでかなりの水圧がかかっておりました。今回につきましては、その直角部分を45度を2回に分けて施工をして水当たりの緩衝を図って復旧を行っておりますので、以前よりは水圧に耐えられる構造となっております。また、水路の壁も今までよりも30センチ両側を厚くしまして敷厚も20センチ厚くしておりますので、今までの大雨でも耐え得る構造となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） ふるさと納税の返礼率に関する質問でございます。

JTBさんのほうのトラベルギフトなんですけども、その関係の返礼率に関しましては先ほども言いましたとおり50%を超えて今59%ぐらいの返礼率になっております。物自体が50%ぐらい、あと手数料代が9%ほどかかってくるということでございます。ほかの品物につきましては、総務省の指導もありまして年度途中で総務省の指導どおり3割程度に落としただけけれども、そういうことで先ほども言いましたとおり極端に寄附額が減ったということもありまして、また実際のところもとに戻しているような状況になってございます。

全体では見込みですけれども返礼率が59%程度になるということで見込んでおります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 憩いの家についてお答えいたします。

現在、温泉病院の温泉を利用しているところでございますが、今回現在利用しておりますこの温泉につきましては自噴ではなくポンプアップしたものをこちらのほうに加圧ポンプを利用して送っていただいている状況でございます。

ですから、その部分を利用するに当たりまして当然コンプレッサーによりましてくみ上げ、加圧してこちらに送ってくるような形、それからそれに伴います塩素の滅菌装置の設置等、いろんなコストが絡んでくる関係でございます。

先ほど申しました、一番最初492万円程度の費用という点は当然そこには議員さんがおっしゃるような形でのボイラー設備はそこから引けていくものでございますが、今回その費用面から水道水に切りかえるということでこちらの費用のほうを計上しているところでございます。

また、29年、ことしの7月に一応今回利用者の方にアンケートのほうを実施いたしました。そのアンケートの結果につきましても、当然温泉があればということが一番でございますが、利用される方に聞きますところでも、浄水に切りかえても利用するかというような問いに対し

ましては利用するということが98%の方が利用していただけるということでございました。

あそこの施設自体が昭和46年建設ということでもうかなり古いものでございます。そちらの関係もございまして、今回この補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） その町立病院の泉源を利用されてるんやけど、町立病院の移転というのは老朽化やさか、どういう利用をされるんかはというて、泉源というのは使わなかったら埋まってくとかよく聞くんですけど、泉源というのは財産ですから、町の。その辺、もし費用かかって維持できるんであったらそういうことも検討するべきではないのかなと思うのが1点と、朝日10号線のとこなんですけど、多分曲がり角が直角に曲がってたのが45度2回って言われてたんですけど、多分流量的に駿田の谷から来る水というのは許容範囲を超えてあるんやと思うんですけど、だからそこを直しても前後でどこかまた陥没するような可能性あると思うんですけど、どこか逃げをつくるような考え方がないのかなと思って。

多分、今陥没しているところから国道側にまたどこかに負担がかかってくるのではないかなと思うんですけど、その辺は余り検討されてないのかなと、その辺済みません。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 町立温泉病院の跡地に関してですけれども、町立温泉病院の跡地利用に関しては町立温泉病院が移転した後、病院のほうから多分一般会計のほうに移管がえされて普通財産というようなことになると思います。その後の計画につきましては現在検討中ではございまして、どういうふうな利用になるかは今のところ未定でございます。

以前、総務委員会のほうでも報告させていただきましたけれども、緊急避難場所を兼ねた県営住宅というような話も県のほうからいただいているところで、まだまだ未定でございます。温泉の利用に関しましても今後どうやって利用していくのがよいのかということをもた検討していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 災害後、県庁の下水道課に全体改修事業が可能かどうかの相談も行っております。国庫補助金を使った改修事業でございまして、事業採択には多少の時間がかかるということですので、議員御指摘のとおり、例えば水をためるマンホール等、集水ます等の検討も行いたいと考えております。

また、ほかのところでも陥没するおそれがある可能性がありますので、今後は路面下空洞探査車によります空洞調査等の検討も行っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 1点お聞きしたいんですけども、そのサンタさんの前の件なんですけども、以前から何回もありまして、先ほど説明をお聞きしましたらL字型になってぶつかって

るとかといういろんな原因まである程度はわかってたと思うんです。サンタさんの場合も、今までは1カ所とめても通行できるとかあったこともあって、商売する中で困ってたところもある程度我慢してたところもあったと思うんです。今回の場合、こんだけ長い期間になりました、どっちにも抜けられない、死活問題になってきていると思うんです。

今まで、原因もある程度わかっている中でほったらかしにしてたと言うたら言い方悪いかもしれませんが、できなかったところもあったと思うんですけれども、今回大々的な工事になってある程度町の責任というのはどのように考えられているのか。商売している地元の業者さんが困ったときにどのような対応が、これも一つの事例として、ほかにもあると思うんです、いろんなところで。今後どのような考え方でおられるかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員御指摘のとおり、過去から何度か陥没がございました。それまでの陥没では、比較的小規模でありまして通行どめ等をせずに掘削して埋め戻して復旧をしておりました。その際に、例えばその陥没箇所を掘り進めまして、どこまで水道がついているのか陥没の深さなどを確認し、地甘にぶち当たればもうそこで吸い出されているものが終わっているものとして復旧工事をしておりました。また、水路まで届いたところでも、水路に破損等がないか等を確認し、なければ碎石等で埋め戻して復旧をまいりました。

今回の陥没につきましては大規模な陥没となりまして、仕事をされている方にとりましては確かに死活問題と言われてもやむを得ないところがあるかと思えます。そういうことで、11月16日に町の顧問弁護士に写真や地図等、通行どめやパン屋の営業状況を説明し、過去の陥没や今後の対応について相談を行ってまいりました。

見解としましては、過去の陥没が原因で損害賠償や責任を相手が証明するのは非常に難しいのではないかとということでございますが、ただし今回の陥没の復旧工事につきましては公共工事を実施する場合に当たり、通行どめでの営業補償はあり得るとし、相手が弁護士に相談しているのであれば、過去数年間の当該月の売り上げや仕入れ状況等、さまざまな経費で損害を算出したものを請求してもらってからそれに応じるべきではないかというお話でございます。

そしてまた、現在も営業はしているので過去の売り上げ全額補償とはならず、仕入れも減っていると思われるので、相手の算定額を町の顧問弁護士のほうで再度算定し、交渉した額を支払うことになるのではないかという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） それで、先方さんが請求された場合はある程度内容に応じてもらえるということなんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） おっしゃるとおり、算定した額に基づきまして、町の顧問弁護士のほうで再度算定した額で補償をするということでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） また今後丁寧な対応をよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 丁寧な対応に努めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今回の台風の関係での災害で、後のいろいろな改修の問題をいろいろ出されてたんですが、その中ですぐには対応は難しいと思うんですが、この間、冠水の問題がかなり深刻になってきているという気がします。

先ほどの東議員の質問の中でもあそこのところ、結局どこかに水を逃げさせる場所がないかということで話もありましたけども、あの駅裏もそうですよね、逃げる場所がないということであそこへたまってしまふ、外にも海のほうにもはけないということと、それともう一つはあそこの築地地区の問題、結局あそこに大きな管が入ってますけど、それでも向こうのほうでストップされるとかいろんなことがあって簡単な今までもちょっとした雨量のときでも冠水が起きているということもあるので、そこらでの早急な対応は今のところまだ相談はされていませんか。それをお聞きしたいです。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 築地地区、朝日地区の冠水についての対応の御質問ですけども、今現在のところ県庁下水道課のほうへそういう内水対策、浸水箇所の対策の事業がないか問い合わせしております。1つの例といたしまして、下水道事業で雨水貯留施設の建設を行っている自治体もございまして、それらの資料を今のところ入手するようお願いしてございます。

そして、今回の冠水のように本町の規模と同じような規模であれば参考にし、実施できないかどうかの検討を行っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 冠水の問題で前にも天満川の病院の横のことで具体的にいろんな案も出てきてきたのが、そういう意味ではできるだけ早急に対応してこういうふうにして解消していくという方向性はぜひ早く出したってほしいなど。この間を見てましても、すぐちょっとした雨ではと出てきますので、家の下に流れ込んでいるようなところもあります、そういうこともあるのでできるだけ早く対応してあげないと被害の規模はだんだんやっばり大きくなってくるんじゃないかなと思うんです。そういう意味で早急な検討をお願いしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 天満川の越水等につきましては、かさ上げ等の工事をなるべく早くしたいと思っております。また、築地や朝日につきましても予算の範囲で側溝改修等を今後とも進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第70号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時46分 休憩

11時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。続けてそれでは行きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第71号 平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第71号平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第71号平成29年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算の総額は補正をいたしておりません。

恐れ入ります、4ページをお願いいたします。

2、歳入、補正なし。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目4 退職被保険者等療養費、補正額30万円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

款3 後期高齢者支援金、項1 後期高齢者支援金、目1 後期高齢者支援金、補正額48万3,000円の減額でございます。

款4 前期高齢者納付金、項1 前期高齢者納付金、目1 前期高齢者納付金、補正額1万1,000円の増額でございます。

これらの款2 保険給付費から款4 高齢者納付金までのそれぞれの補正につきましては、決算見込み額に基づく増減でございます。

なお、6 ページに補正予算給与費明細書を添付させていただいております。これにつきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第71号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第72号 平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第72号平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第72号平成29年度那智勝浦町下水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,217万2,000円にするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、補正前の額3,723万円、補正額138万4,000円の補正をお願いし、歳入合計4,217万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額2,134万9,000円、補正額138万4,000円、歳出合計4,217万2,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括としまして、このページの歳入、次のページ5ページの歳出におきまして、それぞれ138万4,000円の増額をお願いし、歳入歳出同額の4,217万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金に138万4,000円の補正をお願いし、計3,861万4,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料から節4共済費まで138万4,000円の補正をお願いするものでございます。これは人事異動による人件費の補正でございます。

8ページ及び9ページは給与費明細書となっております。給与費明細書につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第72号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第73号 平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第73号平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第73号について御説明申し上げます。

議案第73号平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億131万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7繰入金の補正で歳入合計、補正前の額22億508万2,000円から、補正額376万6,000円を減額し、計22億131万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費と款2保険給付費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計同額でございます。5ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、全額一般財源となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金、補正額376万6,000円の減額につきましては、人事異動による人件費に対する一般会計からの繰入金の補正をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で376万6,000円の減額につきましては、節区分2給料から節区分4共済費の人事異動に伴う人件費の減額に伴い補正をお願いするものでござ

ございます。

款2 保険給付費、項1 保険給付費、目1 居宅介護サービス給付費、節区分19負担金、補助及び交付金の300万円の減額と、次のページの8ページにございます項2 高額介護サービス費、目2 高額施設介護サービス費、節区分19負担金、補助及び交付金の300万円の増額につきましては、平成29年度上半期の給付実績状況等からの下半期の給付見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

9ページ、10ページは、補正予算給与費明細書となっております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 7ページの歳出のところで、款2 保険給付費の目1の居宅介護サービス給付費のいわゆる減額の処理についての、この居宅介護サービス給付費の減額というのは大体どういう形で、例えば利用者が減ったとかそこの状況がわかりましたら教えてほしいんですが。

それから、サービスの利用の内容が変わった関係で減ってきたとかそういうのがあるのであれば教えてほしいなと思うんですがどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

7ページ、保険給付費に係ります居宅介護サービス給付費についての質問でございます。こちら、居宅介護サービス給付費につきましてはこの補正分、居宅介護サービス給付費でございますが、ホームヘルパー等の利用に対する給付費でございます。こちらは利用実績等の給付での減額ということで、その内訳について件数の減、利用者の減ということは今のところ現時点で手持ちの資料では持ってございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そしたら、その利用状況とかまた資料等でわかりましたらこちらのほうに連絡お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 大変申しわけございません。後に御報告させていただきます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第74号 平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第74号平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第74号平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明させていただきます。

〔議案第74号朗読〕

2ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収支及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額1億1,300万3,000円に補正予定額393万6,000円を追加し、計1億1,693万9,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額4,986万3,000円に補正予定額370万2,000円を追加し、計5,356万5,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額6,018万4,000円に補正予定額147万3,000円を追加し、計6,165万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収支及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費におきましては、人事異動に伴う補正でございます。

4ページ、5ページにつきましては、補正予算給与明細書となっております。記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第75号 平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第75号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第75号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

〔議案第75号朗読〕

3ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、実施計画となっておりでございます。内容につきましては、前ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。収益的収入及び支出の支出でございます。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費です。既決予定額12億4,517万4,000円に補正予定額1,008万4,000円を増額し、12億5,525万8,000円とするものでございます。

節1報酬80万円は、説明欄に記載しておりますが医療・運営諮問委員会委員報酬です。これは地域医療に関する有識者から病院運営や当院の地域医療への取り組みに対する助言、提言をいただき、病院経営の向上につなげるため、12月から医療・運営諮問委員会の設置を予定しております。補正額につきましては、医療・運営諮問委員会の委員のうち委員2名分の報酬で、

1人当たり月額10万円の4カ月分としております。

節2 医師給316万1,000円と節7 医師手当612万3,000円につきましては、医師の人事異動に伴うものです。年度当初予算で見込んでおりました医師数より、4月から6月と、そして12月以降で1名増となることから、今後の必要額と原予算の差額の補正をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1 資本的収入、項2 負担金、目1 他会計負担金、既決予定額12億7,499万円に補正予定額365万円を増額し、12億7,864万円とするものです。収入におきましては、節1 他会計負担金で365万円の増額補正としております。これにつきましては、新病院移転業務委託料の増額に伴う他会計負担金の増額によるものです。

次に、支出でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目2 新病院建設事業費、既決予定額26億9,287万7,000円に補正予定額730万円を増額し、27億17万7,000円とするものでございます。

節2 委託料730万円は、新病院移転業務委託です。新病院移転業務委託につきましては、病院内にあります什器備品、医療機器の移設、患者の移送等、全ての移設業務委託費用として4,000万円を当初予算で見込んでおりましたが、システムのセットアップ等が必要なものや精密医療機器については医療機器メーカーが直接実施することとなり、この部分について当初予算での計上漏れがあったことから増額補正をさせていただいております。申しわけございません。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） この当初予算で病院移転で4,000万円を見込んでいたのが補正予定額7,300万円、ここの内訳の部分、増額、なぜこうなったかだけ教えてください。

○議長（中岩和子君） 「7,300万円」じゃなくて、「730万円」ですね。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

当初、先ほど申しましたとおり新病院の移転業務委託として4,000万円の費用を計上いたしております。内訳といたしまして、日本通運さんへの委託費、こちらにつきましては約3,000万円を見込んでおります、これは現年度の見積もりをいただいた上での数字であります。そして、医療機器メーカーへの移設費といたしまして1,693万円を新たに見積もり等を取りまして計上させていただいております。合計が4,700万円となるものであります。

そして、原予算4,000万円との差額730万円を今回補正をお願いしております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1 番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） そしたら、この補正額としたんやったらこの医療機器メーカーのほうこそ分1,730万円になったということですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

病院の精密医療機器あるいはシステムアップ等が必要な機器についてはそれぞれのメーカーさんが直接搬送するというので、それぞれ見積もりを積算していった結果が1,693万円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） ここも最初は1,000万円で購入してあったということ、移転の費用のメーカーのほうに見積もりした場合、当初予算では。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

大変申しわけないお話なんですけど、当初の4,000万円の中で全体の費用として移転費用を見ていけるものと考えておったのですが、この精密機械、器具等について改めて確認したところ、費用がそれなりにかかるということがわかってまいりまして今回お願いした次第でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 明らかた4,000万円のうちで賄えるやろうということで、1,730万円余分になってきたらその分の差額の730万円、先ほどの説明では精密機械のセットアップとか言われてたんですけど、今の機材の今の病院から新しい病院に行くのに機材の流用というのはどういふものがあるかって、例えば新しく購入するものに関してはセットアップは機械の金額の中に入っているやと思うんですけど、そういう以外のものがあるということですね、その辺、済みません。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

今回、補正でお願いしております特に大きなものといましては、人工透析室の多用途透析用監視装置17基でございます。こちらで17基の移転費用、そしてセットアップ等々も含めた費用が約730万円ということで見積もりを頂戴しております。そして、あと大きなものといましてはX線テレビ投影撮影装置、そしてX線骨密度測定装置、生化学自動分析装置、そして全自動免疫測定装置等々が費用としては大きなものでございます。

あと、全部で機種としては18機種の移転費用、合計で1,693万円となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時23分 散会